

令和2年4月10日

長久手市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた会議及び行事

等の中止又は延期について（第3弾）

本市においては、令和2年3月24日に「会議及び事業等の中止又は延期の判断及び対応方針（第2弾）」を示し、新型コロナウイルス感染症対策を実施してるところですが、本日、愛知県においても独自の「緊急事態宣言」が発出され、実施措置として、「生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する」とされました。

このことを踏まえ、本市の主催・共催する会議、行事等については、市民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に考え、令和2年5月31日までの期間における実施の判断及び対応の方針は、下記のとおりとします。

記

- 1 参加する人が特定できない会議、行事等については、中止又は令和2年6月1日以降の延期とする。
- 2 参加する人が特定できる会議、行事等についても、感染すると重症化のおそれがある高齢者、基礎疾患保持者、妊婦等が参加するものは、中止又は令和2年6月1日以降の延期を担当課において状況に応じ判断する。

3 上記1、2にかかわらず、実施せざるを得ない会議、行事等については、各担当課で判断する。

4 会議、行事等を開催する場合は、会場でのマスク着用、アルコール消毒、手洗い、咳エチケットを徹底するほか、「密閉」「密集」「密接」が重なる「3つの密」を避けるよう感染防止策を行う。